

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成28年7月14日(2016.7.14)

【公開番号】特開2016-7601(P2016-7601A)

【公開日】平成28年1月18日(2016.1.18)

【年通号数】公開・登録公報2016-004

【出願番号】特願2014-131673(P2014-131673)

【国際特許分類】

B 01 J 20/22 (2006.01)

C 22 B 3/42 (2006.01)

C 22 B 3/04 (2006.01)

B 01 J 45/00 (2006.01)

【F I】

B 01 J 20/22 B

C 22 B 3/00 M

C 22 B 3/00 A

B 01 J 45/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月26日(2016.5.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

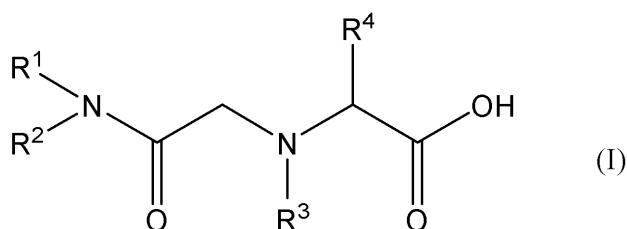
コバルト、ニッケル、スカンジウム及び希土類元素から選択される1以上の金属を含む酸性溶液をイオン交換樹脂に通液することで前記金属を前記イオン交換樹脂に吸着することと、

前記イオン交換樹脂に吸着した金属を回収することとを含み、

前記イオン交換樹脂は、担体上に下記一般式(I)で表されるアミド誘導体を有し、

前記担体は、3-アミノプロピルシリカゲル及び/又は3-(エチレンジアミノ)プロピルシリカゲルを含む、金属の吸着分離方法。

【化1】



(式中、R¹及びR²は、それぞれ同一又は別異のアルキル基を示す。アルキル基は直鎖でも分鎖でも良い。R³は水素原子又はアルキル基を示す。R⁴は水素原子、又はアミノ酸として炭素に結合される、アミノ基以外の任意の基を示す。)

【請求項2】

前記アミド誘導体がグリシンアミド誘導体である、請求項1に記載の金属の吸着分離方法。

【請求項 3】

ニッケル酸化鉱を高温加圧酸浸出して得た酸浸出液に含まれる金属を前記イオン交換樹脂に吸着し、前記イオン交換樹脂に吸着した金属を回収する、請求項 1 又は 2 に記載の金属の吸着分離方法。